

公立保育園における食物アレルギー対応食についてのお願い

- ① 食物アレルギー対応食は、保護者の責任のもとに、医師が記載した『保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表』に基づいて行います。食物アレルギー対応食の対象者は、医師の診察・検査により、食物アレルギーと診断され、アレルギーの原因となる食品（アレルゲン）が特定されており、かつ家庭においてアレルゲンの除去を継続的に行っている児童です。
- ② 食物アレルギー対応食は、アレルゲンの含有量や調理形態にかかわらず、完全除去食を基本とします。代替食は、保育園内における集団給食に支障のない場合に限り提供することとします。また、調味料の特別な考慮が必要な場合や微量混入（コンタミネーション）が許容できない場合及びアレルゲンの対象が具体的に特定できない場合、生活管理指導表の保育園での生活上の留意点C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なものに該当する場合等、保育園における集団給食として対応できない場合は、食物アレルギー児の安全を第一に考え、家庭から一部または全部の代替食の持参をお願いします。
- ③ 保護者は、次の書類を保育園に提出してください。
 - ア 食物アレルギー調査票（様式 1）
 - イ 食物アレルギー対応給食申請書（様式 2）
 - ウ 緊急時個別対応マニュアル／対応票（様式 3）
 - エ 保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（様式 4）
（概ね3か月未満発行日）（医師による記載）
- ④ 保育園長は、食物アレルギーの症状は個々に異なるため、提出された『保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表』に基づき保護者のほか、園長、主任保育士、担任保育士（決まっている場合）、栄養士、調理員及び配膳員のうち園長（または主任保育士）を含む2名以上の職員と保護者との間で面談、協議して対応を決めるものとしてします。
- ⑤ 市は、食物アレルギー児の状況や緊急時等に係る保育園での対応について保育園

職員が共通して理解するため、食物アレルギー対応食の内容について『食物アレルギー対応食確認事項』を作成します。また、保育園職員は、食物アレルギー児の情報を把握し、定期的に食物アレルギー児に対する食事対応の状況を保育園で共有します。

- ⑥ 保護者は、毎月献立表等でアレルゲンのチェックを行い、署名した上で保育園へ提出してください。提出された献立表等を基に、保育園長は保育士、調理員及び配膳員を交えて食物アレルギー対応食に係る協議を行い給食の提供を実施します。
- ⑦ 申請に基づく食物アレルギー対応食は、当該年度の3月31日までとします。翌年度も引き続きアレルギー児の食事対応を希望する場合、保護者は③に掲げる書類を提出し継続申請をしてください。
- ⑧ 保護者は、食物アレルギー児のアレルギー症状が変わり、除去食品・代替食品に変更等がある場合は、次の書類を改めて保育園に提出してください。提出後、保育園長（または主任保育士）及び栄養士は当該保護者と再度面談を行います。（解除時の面談は行いません。）

ア 食物アレルギー調査票

イ 保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表

（概ね3か月未満発行日）（医師による記載）

- ⑨ 食物アレルギー対応食の解除を申請する場合は、除去食品解除申請書（様式5）を保育園に提出してください。その際には事前に食物経口負荷試験等の結果、アレルゲンとされていた食品を食べられるという医師からの診断があり、家庭において保育園で提供する一人前の量のアレルゲンを複数回食べてもアレルギー症状が誘発されないことを十分に確認されてからとなります。市は、保護者から「除去食品解除申請書」の提出を受け、アレルギー対応食の解除についての通知文を作成します。この通知文に記載の解除年月日をもって、アレルゲンの含有量や調理形態にかかわらず、申し出のアレルゲンの除去と代替食を全て解除して給食対応するものとします。